



(1) 被保険者番号 5007 - 841113 - 2	(3) フリガナ カスノキ カズタカ	(4) 離職 令和 7 年 2 月 28 日
(2) 事業所番号 1301 - 692003 - 6	離職者氏名 橋 一隆	年月日
(5) 名称 TMP産業株式会社	(6) 離職者の住所又は居所 〒658 - 0032 神戸市東灘区向洋町中1丁目4番123-1201	〒658 - 0032
事業所所在地 東京都中央区日本橋小網町1番3号大島ビル2階	電話番号 080 - 5212 - 9888	電話番号 078 - 857 - 6615
住所 東京都中央区日本橋小網町1番3号大島ビル2階	事業主氏名 TMP産業株式会社 代表取締役 高取 康	令和 7 年 3 月 5 日付で交付した離職票 - 1 (交付番号 25-00619132 番) に係る賃金支払状況である。

離職の日以前の賃金支払状況等

(8) 被保険者期間算定対象期間	(9) (B)短期雇用特例被保険者 : (8)の期間における賃金支払基礎日数	(10) 賃金支払対象期間	(11) (10)の基礎日数	(12) 賃金額			(13) 備考
				[A]	[B]	計	
2月1日 ~ 離職日	離職月 28日	2月1日 ~ 離職日	28日	0	0	0	未計算
1月1日 ~ 1月31日	月 31日	1月1日 ~ 1月31日	31日	250000	0	250000	
12月1日 ~ 12月31日	月 31日	12月1日 ~ 12月31日	31日	250000	0	250000	
11月1日 ~ 11月30日	月 30日	11月1日 ~ 11月30日	30日	250000	0	250000	
10月1日 ~ 10月31日	月 31日	10月1日 ~ 10月31日	31日	250000	0	250000	
9月1日 ~ 9月30日	月 30日	9月1日 ~ 9月30日	30日	250000	0	250000	
8月1日 ~ 8月31日	月 31日	8月1日 ~ 8月31日	31日	250000	0	250000	
7月1日 ~ 7月31日	月 31日	月 日 ~ 月 日	日				
6月1日 ~ 6月30日	月 30日	月 日 ~ 月 日	日				
5月1日 ~ 5月31日	月 31日	月 日 ~ 月 日	日				
4月1日 ~ 4月30日	月 30日	月 日 ~ 月 日	日				
3月1日 ~ 3月31日	月 31日	月 日 ~ 月 日	日				
2月1日 ~ 2月29日	月 29日	月 日 ~ 月 日	日				

(14) 賃金に関する特記事項	運転免許証 旅券 国民健康保険被保険者証 (健康保険被保険者証) その他 ( )
-----------------	---

(15) 欄の記載 資... 聴	(16) 欄の記載 資... 聴	公共職業安定所記載欄 写真欄 3 x 2.4
---------------------	---------------------	------------------------------

注 意

- 基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
- 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票 - 2及び離職票 - 1(別紙)を提出すること。
- 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保管すること。
- この離職票 - 2を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の受給手続を取られる方は、同封の「支給を受けるための手続等」をご覧ください。

7 離職理由欄... 離職者の方は、主たる離職理由が該当する理由を左の離職者記入欄の中から選択し、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。 【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記載してください。】	具体的事情記載欄 (事業主用) 雇用期間満了のため
具体的事情記載欄 (離職者用) 事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載してください。	

事業主記入欄	離職理由	離職区分
1 事業所の倒産等によるもの	1 事業所の倒産等によるもの	1 A
2 定年によるもの	2 定年によるもの (定年 歳)	1 B
3 労働契約期間満了等によるもの	3 労働契約期間満了等によるもの	2 C
4 事業主からの働きかけによるもの	4 事業主からの働きかけによるもの	2 D
5 希望退職の募集又は退職勧奨	5 希望退職の募集又は退職勧奨	2 E
6 その他 (理由を具体的に)	6 その他 (理由を具体的に)	3 A
7 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	7 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	3 B
8 移籍出向	8 移籍出向	3 C
9 解雇 (重責解雇を除く。)	9 解雇 (重責解雇を除く。)	3 D
10 重責解雇 (労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)	10 重責解雇 (労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)	4 D
11 希望退職の募集又は退職勧奨	11 希望退職の募集又は退職勧奨	5 E
12 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの	12 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの	1 A
13 その他 (理由を具体的に)	13 その他 (理由を具体的に)	1 B
14 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合	14 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合	2 A
15 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合 (指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。)	15 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合 (指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。)	2 B
16 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合 (指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。)	16 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合 (指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。)	2 C
17 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	17 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	2 D
18 移籍出向	18 移籍出向	2 E
19 解雇 (重責解雇を除く。)	19 解雇 (重責解雇を除く。)	3 A
20 重責解雇 (労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)	20 重責解雇 (労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)	3 B
21 希望退職の募集又は退職勧奨	21 希望退職の募集又は退職勧奨	3 C
22 その他 (理由を具体的に)	22 その他 (理由を具体的に)	3 D
23 労働者の判断によるもの	23 労働者の判断によるもの	3 E
24 職場における事情による離職	24 職場における事情による離職	4 A
25 労働条件に係る問題 (賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等) があったと労働者が判断したため	25 労働条件に係る問題 (賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等) があったと労働者が判断したため	4 B
26 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく悪されるような言動 (故意の排斥、嫌がらせ等) を受けたと労働者が判断したため	26 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく悪されるような言動 (故意の排斥、嫌がらせ等) を受けたと労働者が判断したため	4 C
27 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題 (休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い) があったと労働者が判断したため	27 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題 (休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い) があったと労働者が判断したため	4 D
28 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職	28 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職	4 E
29 職種転換等に適合することが困難であったため (教育訓練の )	29 職種転換等に適合することが困難であったため (教育訓練の )	5 A
30 事業所移転により通勤困難となった (なる) ため (旧 (新) 所在地: )	30 事業所移転により通勤困難となった (なる) ため (旧 (新) 所在地: )	5 B
31 その他 (理由を具体的に)	31 その他 (理由を具体的に)	5 C
32 労働者の個人的な事情による離職 (一身上の都合、転職希望等)	32 労働者の個人的な事情による離職 (一身上の都合、転職希望等)	5 D
33 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため	33 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため	5 E
34 妊娠、出産、育児等のため	34 妊娠、出産、育児等のため	
35 家庭の事情と急変 (父母の扶養、親族の介護等) があったため	35 家庭の事情と急変 (父母の扶養、親族の介護等) があったため	
36 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	36 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
37 転居等により通勤困難となったため (新任所: )	37 転居等により通勤困難となったため (新任所: )	
38 その他 (理由を具体的に)	38 その他 (理由を具体的に)	
39 その他 (1 - 5 のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に)	39 その他 (1 - 5 のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に)	

(16) 離職者本人の判断 (選択すること)  
事業主が記入した離職理由に異議 有り・無し  
連絡困難のため署名捺印なし

(17) (7) 欄の自ら記載した事項に間違いがないことを認めます。  
(離職者氏名)